

最高裁判所第7回「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」に対する意見書

2017年（平成29年）10月18日

日本弁護士連合会

最高裁判所が本年7月21日に公表した裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（以下「報告書」という。）について、当連合会の意見を述べる。

第1 はじめに

報告書は、裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号、2003年（平成15年）7月9日成立・同月16日施行、以下「法」という。）第8条第1項に基づき2年ごとに公表されるもので、今回が第7回の検証報告となる。

法の施行から10年間、第1回（2005年7月公表）から第5回（2013年7月公表）まで各回の検証において最新の統計データを用いて審理期間等の状況を把握するとともに、第3回から第5回までは、全国の複数地区での実情調査を踏まえた審理長期化要因の分析（第3回）、施策の提示（第4回）、事件動向に影響する社会的要因の検討（第5回）という一連の検証報告がなされた。

第5回報告書が公表された2013年7月に法の施行後10年を迎えるにあたり、法附則3項により施行状況の検討が行われたが、法務省は「最高裁判所の検証と関係諸機関による検討・実施によって基盤整備を進めるという迅速化法の基本的枠組みの必要性、重要性は今後も変わらないものと考えられる」と、最高裁判所の検証結果を基に関係諸機関で施策が検討、実施され、さらにその結果を最高裁判所が検証するというサイクルにより適正・充実を前提とした迅速化を図る取組、基盤整備法としての法の位置付けを積極評価した（法務省、裁判の迅速化法に関する検討会、2014年（平成26年）6月27日付け報告書）。

検証継続の必要性、重要性の積極評価を受けて、最高裁判所は、第5回までの検証のフォローアップのため、裁判所及び弁護士会に対する実情調査を全国の複数地区で実施し、第6回報告書（2015年7月公表）において、民事事件における争点整理の充実、合議体による審理の充実、家事事件における手続の透明性の確保や家事調停への裁判官関与の充実など、司法手続の運用改善の観点を中心に具体的に述べた。

今回の報告書は、引き続き統計数値の検証を行うとともに、第6回をさらに掘り下げる、民事第一審訴訟事件については争点整理における裁判所と当事者との間の認識共有、合議体による審理の活用、家事事件については調停手続における裁

判官の積極関与と調停成立との関係、調停不成立の後の審判や人事訴訟との関係など家庭裁判所における手続全体としての迅速化の観点から考えられる運用改善について、より具体的な検証をした。

これまでの検証から明らかになった課題について、実情調査による現場の声に基づく具体的分析を基に運用改善を探る継続的な姿勢については当連合会としても異論がない。他方で、報告書からは、審理期間の若干の長期化、事件数の高止まりなど裁判所が著しく繁忙であることがうかがえる。裁判官が多数の事件を抱えて繁忙な状態にあることが審理期間に影響を及ぼしている可能性は既に第4回報告書で述べられていたところでもあり（施策編67頁以下）、裁判官の増員をはじめとする裁判所の人的・物的基盤のより一層の整備を明確に位置づける必要がある。法が求める「公正かつ適正で充実した手続の下での迅速な裁判」（法第1条）のために、国は必要な施策を策定・実施する責務を負い（法第3条）、政府は、その施策を実施するために必要な法制上又は財政上等の措置を講じなければならず（法第4条）、最高裁の検証結果は、上記国の施策の策定・実施に当たって適切に活用されるべきとされている（法第8条第2項）。このような規定を踏まえて、当連合会は、法の目的は、運用上の方策のみならず裁判所その他司法をめぐる人的・物的基盤の整備からも達成されるべきものであり、政府はそのために必要な施策を策定し実施するとともに、法制上・財政上の措置を講じるべきことを強く求めってきた。法の目的実現に向けては、以上のように、常に運用改善と基盤整備の両面から検討する姿勢が不可欠である。このような視点をもとに、以下、第7回報告書が述べる各論について、当連合会の意見を述べる。

第2 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

1 民事第一審訴訟事件の新受件数は減少傾向が続いているが、平成27年及び平成28年は若干増加した。平均審理期間は、民事第一審訴訟事件全体でも、過払金等事件以外の民事第一審訴訟事件でも若干短縮しているが、争点整理期間が若干長くなっている。係属期間が2年を超える事件数は平成26年の7679件から、平成28年には7789件と、110件の増加が報告されている。

これら争点整理期間の長期化や2年超の未済事件の増加は、民事第一審訴訟事件の内容の質的困難化を示すものということができ、今後は事件類型別や、事件の質的困難化の観点から分析を行うことが必要である。

2 個別の事件類型の概況について、医事関係訴訟では、平均審理期間は争点整理期間が若干長期化したことによって平成26年より若干長期化し、人証調べを実施して判決で終局した事件について、第1回口頭弁論から人証調べ開始前の争点整理期間が長くなつたことで合計の平均審理期間も平成26年より長期

化したとしている。なお、人証調べを実施した事件に関する手続段階別審理期間データは判決で終局した事件のみを対象としているが、医事関係訴訟では民事第一審訴訟事件全体（35.8%）よりも和解により終局する事件の割合（53.3%）が高いことから、より正確な実情把握のためには判決で終局した事件以外も含めた統計の分析が望ましい。

3 建築関係訴訟では、新受件数が平成26年よりも若干減少しているが、審理期間が長期化しやすい瑕疵主張のある建築関係訴訟が全体に占める割合の増加や、瑕疵主張のない建築関係訴訟で平均審理期間が長期化したこと等の影響で、全体の審理期間が平成26年（17.8月）よりも1.0ヶ月長期化した（18.8月）と報告されている。

建築関係訴訟に関しては調停に付される事件が相当数あり、調停で専門的知見の情報が得られることによって争点整理が促進されることも多いため、付調停の有無による区別や調停手続の実情把握も含めた上で、引き続き動向を把握していくことが重要である。

4 知的財産権訴訟では、平成26年に比べて平成28年は新受件数が減少、審理期間は短縮したとされている。他方で、審理期間が6月以内の事件の割合が減少していること、人証調べ実施率が増加していることも指摘されており、事件の内容が複雑困難化して審理期間に影響している可能性や、今後に影響てくる可能性があると考えられ、引き続き審理動向を注視する必要がある。

5 労働関係訴訟では、平成21年以後、新受件数が高い水準で推移し、平均審理期間が長期化傾向にある。審理期間が6月以内の事件の割合が民事第一審訴訟事件と比べて顕著に低く、1年超2年以内の事件の割合は顕著に高いと報告されている。また、労働審判の新受件数は高水準で推移しているが、3月以内に終局した事件の割合は69.2%，全体の8割弱の事件が労働審判手続を契機として最終的な解決に至っていると考えられるとしている。

このような事件動向につき報告書は、リーマンショック以降の景気動向や労働紛争に対する国民一般の関心、時間外の割増賃金等に対する国民の意識の高まりが背景と考えられるとしているが、一方で、労働関係事件は証拠や情報の偏在が長期化要因となっている可能性も考えられ、証拠収集方法の整備や証拠偏在の場合の手続進行状況等の観点も必要と考える。

6 行政事件訴訟について、新受件数や平均審理期間は平成18年以降の推移の範囲内に収まっており、平均審理期間は若干短縮したとしている。しかるに、審理期間短縮の理由として、平均審理期間が長い傾向にある双方に訴訟代理人が選任された事件、人証調べを実施した事件の割合が減少したものと考えられると述べており、慎重な把握が必要である。

7 以上のような統計分析を踏まえて、報告書は「民事第一審訴訟事件に係る実情調査の概要と検証」において、民事第一審訴訟事件について争点整理期間が若干長くなり、それに伴って全体の審理期間が長期化する傾向にあり、争点整理期間が長期化している状況からは、裁判所と当事者間で主要な争点や重要な証拠についての認識共有が円滑に行われていないことがうかがわれる述べている。

裁判所と当事者との間の認識共有に関するプラクティスには報告書が指摘するような問題があり、さらに認識共有を促進して的確迅速な争点整理手続の在り方を追求することは今後の大切な課題である。しかしながら他方で、事件の質的困難化も看過できない。すなわち、今回の報告書においては比較的平易単純な平均審理期間が6月以下である事件類型の既済件数が減少し、他方で平均審理期間が12月超18月以下の事件類型（その他の損害賠償、労働金銭、交通損害賠償、労働、知的財産、知的財産金銭、建築請負代金、責任追及等）の割合が年を追うごとに増加している状況が明らかとなり、単純平易な事件の減少及び複雑困難な事件の増加により、事件全体の複雑困難化が進んでいることが定量的データにより明らかになった。

争点整理期間の長期化には事件全体の複雑困難化が明らかに影響していることを示すものとして、たいへん示唆に富むものであり、今後の検証に有力な視点を示すものである。

8 報告書では、「その他の損害賠償」に分類される非典型的な損害賠償請求事件が増加し、こうした事件では争点等についての認識共有が困難であるため長期化の要因となっていると指摘されている。今後の調査においては、平均審理期間が12月超18月以下の事件類型（その他の損害賠償、労働金銭、交通損害賠償、労働、知的財産、知的財産金銭、建築請負代金、責任追及等）の個々の事件類型の具体的な状況や、事件類型別の争点整理期間を、統計データや実情調査等を通じて確認し、さらに分析を深めることが有意義と思われる。また、非典型的な損害賠償請求事件における争点等についての認識共有に関するプラクティスの確立に向けた取組についても検討すべきである。裁判官や弁護士が専門的知見やスキルを高めることも必要であり、専門的知見を要する事件、複雑困難な事件の争点整理で得られた成果を広く共有していく取組も検討されるべきである。

9 合議体による審理の活用については、庁の規模や態勢を問わず積極的に取り組まれており、代理人からも好意的に受け止められていると報告されている。民事訴訟事件が質的に困難化し、先端的知見を要する訴訟、非典型的で争点整理の認識共有が難しい訴訟は今後も増えると考えられ、合議体による審理をよ

り積極的に活用する取組をすべきことに異論はない。

報告書からは、合議に付する事件の選別に当たって合議事件の未済件数や単独事件の繁忙度を考慮するなど、裁判所が多数の事件を抱えて繁忙な中で苦心・工夫をしていることが垣間見える。また、審理期間が2年を超える長期未済事件には合議体による審理がふさわしい複雑困難な事件が相当数含まれていると考えられるにもかかわらず、多くが依然として単独事件として処理されており、合議に付することで早期に審理の方向性を定めることができる事件があるのではないか検証が必要と指摘されている。合議体による審理の活用は裁判所も当事者も一致して積極評価する事項であるから、裁判官の増員、合議体が組めない裁判所の解消など裁判所の態勢面の強化をより明確に打ち出すべきである。

第3 地方裁判所における刑事第一審訴訟事件の概況等

- 1 刑事第一審通常事件の全体については平成28年度の新受人員7万1900人、終局人員5万3247人で、平成25年までの減少傾向に歯止めが掛かり、若干の増減はあるもののおおむね横ばいの状況にあり、平均審理期間は3月前後、自白・否認別で見ても平均審理期間はおおむね横ばいといつてよいと報告されている。
- 2 連日開廷を原則とする裁判員裁判の導入に伴い、裁判員裁判対象事件以外の事件（非対象事件）の審理に停滞が生じるのではないかとの懸念につき、報告書は、制度開始から相当年数を経過してもそうした停滞が生じていることはうかがわれないとしている。

しかし、弁護士会内には、非対象事件の単独事件の期日が入りにくい、1件あたりの審理時間が短くなった、従来は見られなかった午前10時より早い時刻の開廷などの点を裁判員裁判の影響ではないかと指摘する声もある。これら審理期間の統計数値に現れにくい影響にも注意しつつ、今後も、人的態勢の拡充も視野に入れて刑事事件全体の審理に弊害が生じないように留意すべきである。

- 3 裁判員対象事件については、事件数が、裁判員法施行直後の時期に比べて少なくなっているものの、平均審理期間は平成25年、平成26年と短縮傾向にあったが平成27年以降、自白・否認の別に関わらず再び長期化している。その要因については、審理期間の大半を占める公判前整理手続期間が再び長期化していることが指摘されている。さらに、公判中心主義、直接主義を徹底し、重要事実について人証から心証形成する審理を実践して行くため、及び被告人の未決勾留期間を短くするために公判前整理手続を適切かつ合理的な期間内

に終えることが重要課題であり、これまで行われてきた工夫や取組を続けると同時に、公判前整理手続ではどこまで詳細に争点等を整理すべきか、裁判所と当事者の役割分担はどうあるべきかなど、公判前整理手続の在り方についても引き続き法曹三者で議論を重ねて認識を共有していく必要があるとしている。

公判前整理手続の基本的な在り方を議論し、認識共有を図る必要性については弁護士会としても異論はない。しかし、刑事裁判手続においては何よりも被告人の権利擁護が重要である。そのために公判前整理手続に必要な期間をかけることが不可欠な場合も少なくない。さらに弁護士会内には、公判前整理手続の進め方の議論のみならず、十分な公判準備のためには裁量保釈制度の一層の拡充を図るべきであるとの意見が強く、今後の刑事事件の審理の充実、迅速化の検証の視点として、身体拘束の実務事情を加味することも必要と考えられる。

4 2016年5月24日に成立した刑事訴訟法等の一部改正法によって、裁量保釈判断にあたっての考慮事情が明文化され、証拠の一覧表の交付制度、公判前整理手続等の請求権が付与されるなど重要な改正が行われた。証拠の一覧表の交付制度は弁護人の防御権行使をより実効的なものとすることにより適正・迅速な裁判を実現するため、その適正な運用が重要である。また、取調べの録音・録画、捜査・公判協力型協議・合意制度の導入は今後の刑事訴訟の進行に大きな影響を与える重要な問題になると思われる。これら新しい制度の運用状況も併せて、今後も法曹三者の密接な協議と、審理動向の継続的な検証が望まれる。

第4 家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟事件の概況等

1 第7回報告書は、家事事件全体について、別表第一審判事件の新受件数は後見等監督処分事件と後見人等に対する報酬付与事件の大幅な増加の影響で更に増加する一方で、別表第二事件の新受件数は緩やかな増加傾向にあり、平均審理期間は高止まり状態又は緩やかに長期化していると指摘している。また、一般調停事件については新受件数が減少傾向にある一方、平均審理期間は緩やかな長期化傾向にあり、平成26年以降は高止まり状態にあるとしている。

後見等監督処分事件と後見人等に対する報酬付与事件を合計した新受件数が、平成26年の17万0563件から26万4829件に増加しており、この増加には成年後見制度の利用者数や専門職後見人の選任数が増加していること等が影響していると思われるとしている。年間の新受件数が2年間で9万4266件、率にして約55%強の急激な増加を見せており、他の事件類型を合わせて、家庭裁判所全体の負担増加、繁忙度の進行が明らかにうかがえる。別表第一審判事件の平均審理期間が1.0月と短期間である傾向には変化が見られな

いとしているが、別表第一審判事件の急増による家庭裁判所全体としての負担増が別表第二事件や一般調停事件の平均審理期間の高止まり状態又は緩やかな長期化、具体的な事件処理に影響している可能性もあるのではないか、慎重に検討すべきである。

- 2 一般調停事件の新受件数は、平成27年の6万1913件から平成28年の6万0427件と1500件近く減少している。報告書でも平成19年以降おむね減少傾向が続いているとしている。

この点は人口動態の観点から考察することも必要であり、婚姻件数は平成28年で62万1000組とのデータ（厚生労働省・人口動態統計月報年計の推定値。平成26年は64万3749件）があり、婚姻件数の減少傾向が見られる。他方で単位人口当たりの離婚率は上昇しており、人口動態を加味すれば婚姻関係事件の発生が沈静化、減少しているとの評価は必ずしもできないと考えられる。家庭裁判所の新受件数の増減は、社会経済情勢や国民の権利意識の影響を受けやすい民事事件と比べて、人口動態からの予測的分析がしやすい面があるから、今後の事件動向の分析の一つの視点とすべきである。

- 3 個別の事件類型の概要のうち、遺産分割事件は、高齢化の影響等により新受件数（審判＋調停）が長期的に見れば増加傾向にあり、平均審理期間は長期的に見れば短縮傾向にあると指摘されている。遺産分割事件においては、簡易迅速な紛争解決手段として積極的に調停に代わる審判が活用されていることがうかがわれるとしている。既済事件の15.5%が調停に代わる審判で終局していることに鑑みれば、迅速化の観点から、調停に代わる審判の積極的な活用は評価できるものである。

- 4 婚姻関係事件は、新受件数（審判＋調停）は高止まり状態にあり、平均審理期間は平成19年以降は若干長期化傾向にあり、平成26年以降は高止まり状態にあるとしている。婚姻関係事件の平均審理期間の長期化と関連して、婚姻費用分担事件の増加傾向が挙げられるとし、同事件の新受件数（審判＋調停）は平成19年には1万2512件であったが、平成28年には2万4728件とほぼ2倍近くの増加となっている。別居後の生活基盤に関わる婚姻費用分担事件の解決が優先されることで、夫婦関係調整事件において離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅くなりがちになったり、離婚・婚姻費用のいずれの問題を先に取り上げるかで手続が紛糾したりするなどして、全体として審理が長引く事情もあるのではないかと考えられると推測しているが、夫婦関係調整事件の事件処理において実感されるところであり適切な指摘である。今後の調査では婚姻費用分担事件の新受件数の増加の背景と増減の見通し、手続の進め方、さらには養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の課題等についても検討する必

要があると思われる。また、財産分与が実質的な対立点となる婚姻関係事件においては、調停手続の段階で調査嘱託の活用が有効な局面もあると思われる。調停手続における調査嘱託の採用状況や今後のあり方について検証する必要がある。

5 子の監護事件については、報告書の指摘のとおり明らかに審理が長期化する傾向があるが、この事件類型については、審理期間の動向にとらわれて十分な権利保護、利害調整を欠く拙速な手続進行を招くことのないように注意すべきである。子の監護事件については、調査官が試行する試行的面会交流がどのように行われているのかの検証が必要である。調査官の不足のために実施に月日を要していることはないか、立ち会う調査官が2名から1名に減少するなどして調査が不十分になる恐れはないかなど検討する必要があると思われる。

6 以上のような分析を踏まえ、報告書は「家事事件に係る実情調査の概要と検証」において、調停における裁判官関与の取組について、対面評議だけではなく書面評議の内容を充実させるなどして合理的かつ効果的な評議を行うなど評議を通じた裁判官関与の充実の取組が行われているとし、書記官による評議の適切な前さばきについても指摘している。弁護士からも裁判官関与の取組を評価する意見もあったが、他方で、調停における解決の自主性、柔軟性といった側面が減殺されるのではないか、進行が硬直化し、調停委員の対応が事務的、形式的なものとなり、当事者から見て、事案の個別性に十分な理解を示しているとはいえない進行となっている場合もあるのではないかという指摘があることも記載されている。

裁判官関与の充実の取組は、法的観点を踏まえながら、当事者の感情に十分に配慮しつつ、当事者の自主的紛争解決意欲を引き出すような調停運営を行うものであり、このような紛争解決における調停ならではの良さを活かすようなものである必要があると考えられるとしているが、まさにそのとおりであり、その視点から今後の検討を期待したい。

7 さらに、当事者の自主的紛争解決意欲を向上させるためには、調停委員会と当事者との間で調停委員会としての紛争解決プロセスの見通し、紛争の実質的な対立点とその解消のための方策等について認識共有をさらに進めて行く必要があり、その具体的方策等について検討を深めることが必要となってくる。また、そのような認識共有を進めるに当たっては当事者に寄り添いつつも当事者の自主的紛争解決意欲を引き出すというような調停における手続代理人弁護士の役割等についても検討し、弁護士との間でも共通認識を得ていくことが必要になってくるものと考えられると述べているが、この点もきわめて適切な指摘であり、今後の重要な課題というべきである。

- 8 調停における裁判官関与と調停不成立後の審判や人事訴訟との関係については、調停を訴訟化させたり、調停を訴訟の争点整理として位置付けたりというような運用は避けなければならないとしつつ、調停において審判や人事訴訟の審理及び結論の見通しをも念頭に置きつつ調停の進行、運用を行うこととは矛盾するものではないとしている。理念としてはそのとおりであるが、裁判官の積極関与の取組の中では、調停手続で法的観点が過度に重視される場合があるとの指摘や、調停進行の硬直化を懸念する指摘もある中、調停手續が訴訟の準備手續のような様相にならないように注意すべきであり、運用面の検証が引き続き必要である。
- 9 人事訴訟の概要等について、報告書では、人事訴訟に関し、新受件数は前回より若干減少した一方、近時の平均審理期間の長期化傾向は依然として続いているとしている。人事訴訟の新受件数の減少は明らかな傾向となっているが、前述のように人口動態的な影響もある。平均審理期間の長期化の要因として、財産分与の申立てのある離婚事件で、預金取引履歴の開示範囲をめぐって当事者が対立したりするなど、資料収集をめぐって審理が難航しがちであることが前回（第6回）報告書同様に指摘されている。人事訴訟における争点整理期間の長期化も指摘されているが、財産分与における資産状況をめぐる審理のあり方、調停段階での調査嘱託の活用の適否、離婚原因や慰謝料の評価根拠事実に関する著しく広汎な事実の取扱いなど、人事訴訟における争点整理について訴訟構造上どのように考えるべきか、今後の検討課題になると思われる。

第5 今後に向けて

1 報告書においては、裁判所と当事者との間の争点整理に関する認識共有については、現状ではまだ十分に定着せず、更なる改善の取組が必要であることが明らかになった。したがって今後は意識の浸透を図ることが重要であり、認識共有のプラクティスの在り方、認識共有の支障となっている事情について今後さらなる調査・検証を行うべきである。

それとともに、民事訴訟においては紛争の内容自体の質的困難化が争点整理期間、全体の審理期間に影響を及ぼしていることも明らかになった。その中でも、従来の分類では「その他の損害賠償」として包括的に扱われて来た事件類型において争点等に関する認識共有が困難である事件が多く、長期化の要因となっていることが統計数値からうかがえる状況にある。今後は、これらの事件類型に具体的に踏み込んで検討対象とすることが必要である。

あわせて、現状では口頭での議論で争点整理をしたり、認識共有を図った成果を記録化したりすることを、実質的な争点整理を要するすべての事件におい

て行うには態勢面の問題もあると考えられ、より活発で充実した争点整理手続を可能にするため、プラクティスの向上とともに、態勢面の要因も意識すべきである。

- 2 刑事事件については、裁判員法の施行による大幅な制度改革や、裁判員裁判の開始から年数が浅いことによる統計数値の分析の困難性から、しばらくは踏み込んだ検証がなされて来ていない。しかし、公判前整理手続の在り方を中心に諸課題が明らかとなっている以上、法改正による新しい制度の運用状況も注視し、被告人の権利保護をあくまで前提としつつ、具体的な検証を行うことを検討すべき時期と考える。
- 3 家事事件については、調停委員会内部や、調停委員会と当事者との認識共有について、手続代理人弁護士の役割も加味してさらに検討する必要性・重要性に異論はない。他方で、検討の視点や問題意識を手続運用面の問題としているために、家庭裁判所の裁判官、書記官、家裁調査官、ひいては調停委員の繁忙度や、小規模庁の所在地における調停委員の人材確保等の課題については今回、正面から触れられていない。家庭裁判所が繁忙であり、調停期日が入りにくいくこと、ときに長い評議待ち時間が生じること、調停室や待合室の不足などの問題は既に明らかであり、このほか後見等監督処分事件、後見人等に対する報酬付与事件の大幅な増加傾向もみられる。法の基本的な趣旨が基盤整備にある以上、人的物的な拡充の観点を常に関連付けて検討すべきであり、当連合会が前回意見書で指摘した、家庭裁判所関係人員の数、選任方法、構成、手持ち件数、繁忙度等の調査・検証についても、今後、より具体的に進めていくべきである。
- 4 今回の報告により、第6回報告と合わせて、手続面・運用面の運用改善に向けた取組や問題意識が明らかとなったが、現時点では裁判所及び弁護士の立場を中心とした検討となっており、利用者たる国民の意識は正面からの視点とされていない。この点、過去には第5回報告において、法的解決に対する潜在的ニーズが多数あるもののそれらが顕在化していない状況が明らかにされ、裁判手続外の社会的要因、アクセス面の問題、利用者たる国民の意識の視点などから示唆に富む検証がなされている。今後は、このような成果をも活かし、関係諸機関において、国民の裁判所利用に障害となっている諸要因を意識した施策検討、運用改善を行うことにより、権利救済が十分に確保され、利用しやすい司法制度の実現を目指す姿勢をより強く打ち出すことが大切であると考える。
- 5 報告書で指摘された民事、刑事、家事の各事件における審理の充実並びに迅速化のための問題点や方策などに関しては、裁判所、検察庁及び弁護士会などの関係諸機関における理解度、浸透度がまだ十分とはいえない。法に基づく検証は実務改善に向けて貴重な情報・観点を提供するものであり、検証に基づく

関係諸機関による施策の検討・実施、その結果のさらなる検証というサイクルに積極評価（前記、法務省報告書）がされている中で理解度、浸透度が十分でないことは、検証の意義を減殺することにもつながる。今後は、迅速化検証の趣旨と現状の問題意識をはじめ、関係諸機関による運用改善に関する協議内容や、実務上の工夫の成果をより広く共有する方策など、理解度や浸透度を高める努力、具体的な施策検討・実施の推進も重要となる。

6 基盤整備、制度の改善、新たな課題の発見は、社会的諸要因の動向も含めた適切な現状把握を続けることを抜きにしては実現できないものであり、引き続き裁判実務の動向を不斷に注視し、全国的な実情調査を含めた検証を継続して実施することが重要である。法の基本的枠組みや10数年にわたる検証の成果に鑑み、今後、関係諸機関において手続の運用改善に向けた施策検討をさらに推し進めるほか、裁判所の人的物的態勢の拡充や証拠収集方法の整備・改善など司法基盤整備をより一層推進すべきであり、政府が、その施策実施に必要な法制上財政上の措置を講じることを強く要請するものである。

以上